

訪問看護サービス 重要事項説明書（医療保険）

1 事業者概要

事業者名称	一般社団法人 春日井市医師会
事業者の所在地	春日井市鷹来町1丁目1番地1
代表者氏名	会長 前田 誠司
電話番号	0568-82-8300
登録番号	T8180005014549

2 ご利用事業所

事業所名称	春日井市医師会訪問看護ステーション
介護保険法の指定番号	訪問看護 2362590016
事業所の所在地	春日井市柏原町5丁目387番地
電話番号	0568-82-8780

3 事業の目的と運営方針

事業の目的	利用者が可能な限り在宅において、能力に応じ自立した生活が営めるよう、支援する
運営の方針	利用者信頼される、看護とリハビリの提供を行う

4 ステーションの職員体制

看護師	常勤 4名以上 非常勤 2名以上
理学療法士	常勤 1名以上

5 営業日

営業日	月曜日～金曜日 但し原則祝日及び12月29日から1月3日を除く
営業時間	午前9時～午後5時

6 苦情申立窓口

春日井市医師会訪問看護ステーション ご利用者ご相談窓口		電話 0568-82-8780 担当 管理者 中根 暁子
介護 保険	春日井市 介護・高齢福祉課	ご利用時間 平日午前8時30分～午後5時 土日祝 休み ご利用方法 電話 0568-85-6921
	小牧市 介護保険課	ご利用時間 平日午前8時30分～午後5時 土日祝 休み 電話 0568-76-1197
	愛知県国民健康保険団体連合会	ご利用時間 平日午前9時～午後5時 ご利用方法 電話 052-971-4165
医療 保険	愛知県医療安全支援センター (愛知県健康福祉部医務国保課内)	ご利用時間 平日午前9時～午後5時 正午～午後1時昼休み ご利用方法 電話 052-954-6311
	愛知県医師会苦情相談センター	ご利用時間 平日午前9時～午後4時 土日祝 休み ご利用方法 電話 052-241-4163

7 緊急時の対応方法

利用者の主治医又は事業者の協力医療機関への連絡を行い、医師の指示に従います。また、緊急連絡先に連絡いたします。

8 事故発生時の対応方法

利用者に対するサービス提供により事故が発生した場合は速やかに利用者の家族等、市町村に連絡を行なうとともに、必要な措置を講じます。また、再発生を防ぐための対策を講じます。
--

9 秘密の保持

サービス提供をする上で知り得た利用者および家族に関する秘密を正当な理由なく第三者に漏らしません。また、予め文書で同意を得ない限りサービス担当者会議等において利用者、家族の個人情報を用いません。
--

訪問看護サービス内容・利用料等説明書（医療保険用）

○訪問看護の内容・訪問予定

①病状の観察	⑤医師の指示による医療処置
②清潔の保持	⑥リハビリテーション
③食事・排泄	⑦療養生活や介護方法の指導
④褥瘡の予防・処置	⑧その他（ターミナルケアなど）

訪問回数	回／月	毎週	曜日
------	-----	----	----

○利用料 お支払いいただく料金は下記のとおりです。 (R6.6.1 改定)

		1割負担	2割負担	3割負担
月初めの利用日	基本療養費 5,550 円＋管理療養費 7,670 円	1,322 円/回	2,644 円/回	3,966 円/回
2日目～	基本療養費 5,550 円＋管理療養費 3,000 円	855 円/回	1,710 円/回	2,565 円/回

※看護師が週 4 日以上訪問した場合は、基本療養費が 6,550 円になります。
 ※同日 2 回目の訪問は 4,500 円、3 回目以上は 2 回目と 3 回目合算で 8,000 円が加算されます。
 ※後期高齢者医療制度加入者は 1 割負担（高額所得者は 2～3 割負担）、70 歳～74 歳の方は 2 割負担（高額所得者は 3 割負担）、健康保険は 3 割負担です。
 ※心身障害者医療受給者証・子ども医療費受給者証をお持ちの方の基本料金負担はありません。
 ※特定疾患医療給付事業受給者証をお持ちの方は、自己負担上限額により支払金額が異なります。

1. 保険適用での加算

	利用料	自己負担率	自己負担額
①退院時共同指導加算	8,000 円	10～30%	800～2,400 円
②24 時間対応体制加算	6,520 円	10～30%	652～1,956 円/月
③特別管理加算	I) 5,000 円	10～30%	500～1,500 円/月
	II) 2,500 円	10～30%	250～750 円/月
④特別管理指導加算	2,000 円	10～30%	200～600 円
⑤訪問看護情報提供療養費	1,500 円	10～30%	150～450 円/月
⑥ターミナルケア療養費	25,000 円	10～30%	2,500～7,500 円
⑦在宅患者連携指導加算	3,000 円	10～30%	600～1,800 円/月
⑧在宅患者緊急時等カンファレンス加算	2,000 円	10～30%	200～600 円/月
⑨長時間訪問看護加算	5,200 円	10～30%	520～1,560 円/回
⑩退院支援指導加算	90 分以下) 6,000 円	10～30%	600～1,800 円/回
	90 分越) 8,400 円		840～2,520 円
⑪複数名訪問看護加算	I) 4,500 円	10～30%	450～1,350 円/回
	II) 3,000 円	10～30%	300～900 円/回
⑫乳幼児加算（6 歳未満）	1300 円又は 1,800 円	0%	
⑬早朝・夜間訪問看護加算	2,100 円	10～30%	210～630 円/回
⑭深夜訪問看護加算	4,200 円	10～30%	420～1,260 円/回
⑮訪問看護基本療養費Ⅲ	8,500 円	10～30%	850～2,550 円/回
⑯看護・介護職員連携強化加算	2,500 円	10～30%	250～750 円/月
⑰緊急訪問看護加算	2,650 円	10～30%	265～795 円
⑱訪問看護医療 DX 情報活用加算	50 円	10～30%	50～150 円

- ①退院時共同指導加算：退院時、在宅療養について入院(入所)施設と訪問看護が共同で指導を行った場合
 ②24 時間体制加算：利用者又はその家族等からの電話等に常時対応でき、緊急時訪問看護を必要に応じて行える体制にある場合。但し、緊急訪問を行った場合は、通常の利用料金が発生する
 ③特別管理加算：I) 在宅悪性腫瘍患者指導管理、在宅気管切開患者指導管理を受けている方
 気管カニューレ・留置カテーテルを使用している状態の方

- II) 在宅酸素療法、在宅中心静脈栄養法、在宅成分栄養経管栄養法、在宅自己導尿、在宅人工呼吸、在宅持続陽圧呼吸療法等の指導管理を受けている方（他、算定対象である状態に該当する場合）人工肛門又は人工膀胱を設置している方、在宅患者訪問点滴注射管理指導料を算定している方、重度の褥瘡状態の方
- ④特別管理指導加算：退院時共同指導加算を算定する利用者のうち、厚生労働大臣が定める状態にある方で特別管理加算対象の場合
- ⑤訪問看護情報提供療養費：利用者の同意を得て、市町村・学校へ情報を提供した場合、保健医療機関等に入院・入所する利用者について情報を提供した場合、月1回算定
- ⑥ターミナルケア療養費：死亡日及び死亡日前14日以内に退院支援指導を含め2回以上訪問看護を実施し、ターミナルケアを行った場合、在宅や医療機関で死亡した場合
- ⑦在宅患者連携指導加算：利用者の診療情報等を、関係する保険医療機関の医療関係職種間で文書等により月2回以上共有し、それぞれの職種が当該診療情報等を踏まえ指導等を行った場合
- ⑧在宅患者緊急時等ケア加算：利用者の状態の急変時等に、関係する医療関係職種等が共同でケアを行い、共有した診療情報等を踏まえ、利用者又はその家族等に対して療養上必要な指導等を行った場合
- ⑨長時間訪問看護加算：人工呼吸器を使用している状態にあるもの等、厚生労働大臣が定める状態にあるものに対する1回の訪問看護の時間が90分を超えた場合、週1回(15歳未満の超重症児・準超重症児等においては週3回)算定可能
- ⑩退院支援指導加算：厚生労働大臣が定める疾病等の利用者が保険医療機関から退院する日に、訪問看護ステーションの看護師等が在宅での療養上必要な指導を行った場合
- ⑪複数名訪問看護加算：I)看護師と、II)他の看護補助者との同行にて訪問看護を行う場合
- ⑫乳幼児加算：乳幼児への訪問看護を行った場合
- ⑬早朝・夜間訪問看護加算：6時～8時および18時～22時の時間帯に訪問看護を提供した場合
- ⑭深夜訪問看護加算：22時～6時までの時間帯に訪問看護を提供した場合
- ⑮訪問看護基本療養費：在宅療養に備えた一時的な外泊に当たり、入院中1回に限り算定
- ⑯看護・介護職員連携強化加算：喀痰吸引等の業務を行う介護職員等の支援を行った場合
- ⑰緊急訪問看護加算：利用者や家族等の緊急の求めに応じて、主治医の指示により訪問看護を行った場合
- ⑱訪問看護医療DX情報活用加算：電子資格確認により、診療情報等を取得した上で計画的な管理を行った場合

2. 保険適用以外の加算

差額費用	長時間加算	訪問時間が1.5時間を越えた場合	営業時間内 2,500円/1時間 営業時間外 4,000円/1時間
	休日加算	土・日・祝・12月29日～1月3日	2,000円/1回
	週4回以上 1日複数加算	週4回目以降の訪問 1日2回目以降の訪問	3,000円/1回
実費負担	交通費	・18歳年度末までは免除(R5年9月～) ・春日井市外は1キロにつき50円加算	300円/1回
	有料駐車場代	やむを得ず利用する場合、その都度	実費
	死後の処置	その都度	10,000円

〈原則週3日、1日1回が限度ですが、疾病等によっては回数制限がなく、差額費用はかかりません〉

〈キャンセル規定サービス中止の場合は、できる限り前日までにご連絡ください。職員派遣後のキャンセルは、300円の交通費負担が発生いたしますので、ご了承ください。〉

〈交通費〉1回300円。春日井市を超えた地点より1キロにつき50円加算されます。(1回 _____ 円)

〈訪問看護指示料〉

訪問看護の提供にあたり、担当の医師から「指示書」の交付を受け、その指示に基づき訪問看護を行います。訪問看護指示書の交付にあたり、利用者様の自己負担が発生する場合があります。

○ 担当の職員

- ・看護師・理学療法士は担当制でないため、複数の職員が交代で訪問します。
- ・管理者は、中根 暁子^{なかね あきこ}です。
- ・職員は、常に身分証明書を携帯していますので、必要な場合はいつでも、その提示をお求めください。